

奈良県告示第六号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十八年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	申出撤回日
県立五條病院	五條市野原西五―二―五九	平成二十八年三月三十一日
吉野町国民健康保険吉野病院	一 吉野郡吉野町大字丹治一三〇―	平成二十八年三月三十一日
町立大淀病院	一 吉野郡大淀町大字下湊三五三―	平成二十八年三月三十一日